

国九整契第7号  
国九整技管第1-2号  
国九整計第1-3号  
国九整一用第1-2号  
平成19年4月2日

各 関 係 部 長 殿  
各事務（管理）所長 殿

九州地方整備局長

建設コンサルタント業務等に係る技術審査基準について（通知）

指名競争入札における技術審査基準を、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、平成17年4月1日付け国九契第569-3号、国九整技管第167-3号、  
国九整技評第32号、国九整一用215-2号、国九整経調第621号及び国九整港事  
第46号の「建設コンサルタント業務等に係る技術審査基準について」は廃止します。

本基準は、平成19年4月1日より適用します。

## 別紙

# 「土木関係建設コンサルタント業務(港湾空港関係を除く)」の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする。

## 1. 基本事項

技術審査にあたっては、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について(平成6年12月21日建設省厚第25号建設省技開発第266号)の「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

## 2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無、警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の6による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の7による

注)欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3. 審査は行わない。

## 3. 審査

評価項目	選定の着目点	A	B	一	C
①手持業務の状況	地整内当該年度施工額÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額	1未満	1以上～2未満	2以上～3未満	3以上
②業務実績	同種又は類似の業務実績(過去5ヶ年度+当該年度)	同種	2A:直轄 A:他省庁、公団、県市町村、民間		実績なし (ただし同種しか設けない場合)
		類似	A:直轄 他省庁、公団、県市町村、民間		実績なし
③技術者評価	技術士等の数	技術士2名以上	2名以上 (技術士+RCCM)		
④業務成績	地整内(過去5ヶ年度+当該年度)の平均点 (直轄の実績がない場合は60点)	74点以上	72点以上 74点未満	60点以上 72点未満	60点未満
⑤表彰	地整内における直近2ヶ年の表彰	A:局長 0.5A:事務所長		表彰等なし	
⑥指名回数	当該年度の指名回数	3回未満	3回以上		
⑦その他技術的特性	新技術の取り組み	多い	普通		
	ISO				
	その他 (イ) (ロ)				

## 注)1. 手持業務の状況

- ・1以上の数値でも地整内当該年度施工額が1500万円までは「A」と評価できる。
- ・事務所における発注件数を鑑みて、数値は適宜設定できる。
- ・施工額は地整内における土木関係建設コンサルタント業務とする。

## 2. 業務実績

- ・同種又は類似業務の範囲については、業務内容を考慮して設定する。
- ・また、類似業務については業務内容を考慮して設定しなくてもよい。

## 3. 技術者評価

- ・技術士(総合又は業務に該当する選択科目)及びRCCM(業務に該当する部門)は、建設コンサルタント登録部門に対応した選択科目及び部門による。
- ・業務の内容を鑑みて対象とする技術者の種類、数は適宜設定できる。

## 4. 業務成績

- ・地整内での土木関係建設コンサルタント業務の平均点で評価する。
- ・過去2ヶ年度連続して平均点が60点未満の社は選定しない。

## 5. 表彰

- ・局長表彰と事務所長表彰の両方を受けていた場合は、局長表彰で評価する。

## 6. 指名回数

- ・指名回数は事務所における土木関係建設コンサルタント業務(通常指名+標準プロポーザル)の回数とする。
- ・ただし、全業種区分(補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務を除く)でカウントすることもできる。
- ・指名回数が3回未満は全てA評価とする。但し、業務成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
- ・「3回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

## 7. その他技術的特性

- ・当該事務所の業務において、新技術の取り組み(業務での採用等)がある場合は「B」と評価することができる。
- ・ISOの認証がある場合は「A」と評価できる。

## 8. その他考慮すべき事項について

- ・「その他(イ)」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「A」と評価する。
- ・「その他(ロ)」については、業務特性等を考慮し、業務実施上、必要不可欠な条件にて評価することができる。

## 9. 評価方法

- ・評価で「C」が1つでもあれば非指名とする。
- ・Aの数=Bの数により上位より原則10社を選定する。A及びBが同数の場合は、業務成績順(過去5ヶ年度+当該年度の平均)に順位付けする。業務成績も同点である場合は、有資格者名簿の上位順とする。

別紙

## 「測量業務(港湾空港関係を除く)」の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする。

### 1. 基本事項

技術審査にあたっては、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について(平成6年12月21日建設省厚第25号建設省技調発第266号)の「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

### 2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無、警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の6による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の7による

注)欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3. 審査は行わない。

### 3. 審査

評価項目	選定の着目点	A	B	—	C
①手持業務の状況	地盤内当該年度施工額 ÷過去5ヶ年度の地盤内平均施工額	1未満	1以上～2未満	2以上～3未満	3以上
②業務実績	同種又は類似の業務実績 (過去5ヶ年度+当該年度)	同種 類似	2A:直轄 A:他省庁、公団、県市町村、民間 A:直轄	他省庁、公団、県市町村、民間	実績なし (ただし同種しか設けない場合)
③技術者評価	技術士等の数	測量士2名以上	2名以上 (士+補)		実績なし
④業務成績	地盤内(過去5ヶ年度+当該年度)の平均点(直轄の実績がない場合は60点)	73点以上	71点以上 73点未満	60点以上 71点未満	60点未満
⑤表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	A:局長 0.5A:事務所長		表彰等なし	
⑥指名回数	当該年度の指名回数	3回未満	3回以上		
⑦その他技術的特性	安全管理の取り組み 新技術の取り組み ISO その他	なし			

#### 注)1. 手持業務の状況

- ・1以上の数値でも地盤内当該年度施工額が1500万円までは「A」と評価できる。
- ・事務所における発注件数を鑑みて、数値は適宜設定できる。
- ・施工額は地盤内における測量業務とする。

#### 2. 業務実績

- ・同種又は類似業務の範囲については、業務内容を考慮して設定する。
- ・また、類似業務については業務内容を考慮して設定しなくてもよい。

#### 3. 技術者評価

- ・業務の内容を鑑みて対象とする技術者の種類、数は適宜設定できる。

#### 4. 業務成績

- ・地盤内の測量業務の平均点で評価する。
- ・過去2ヶ年度連続して平均点が60点未満の社は選定しない。

#### 5. 表彰

- ・局長表彰と事務所長表彰の両方を受けていた場合は、局長表彰で評価する。
- ・優良施工表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

#### 6. 指名回数

- ・指名回数は事務所における測量業務(通常指名十標準プロポーザル)の回数とする。
- ・ただし、全業種区分(補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務を除く)でカウントすることもできる。
- ・指名回数が3回未満は全てA評価とする。但し、業務成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
- ・「3回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

#### 7. その他技術的特性

- ・現場作業を伴う場合、安全管理の取り組みで、当該事務所の業務において過去2ヶ年度+当該年度に事故がない場合は「A」評価とする。
- ・当該事務所の業務において、新技術の取り組み(業務での採用等)がある場合は「B」と評価することができる。
- ・ISOの認証がある場合は「A」と評価できる。

#### 8. その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

#### 9. 評価方法

- ・評価で「C」が1つでもあれば非指名とする。
- ・Aの数→Bの数により上位より原則10社を選定する。A及びBが同数の場合は、業務成績順(過去5ヶ年度+当該年度の平均)に順位付けする。業務成績も同点である場合は、有資格者名簿の上位順とする。

別紙

## 「地質調査業務(港湾空港関係を除く)」の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする。

### 1. 基本事項

技術審査にあたっては、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について(平成6年12月21日建設省厚第25号建設省技調発第266号)の「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

### 2. 欠格要件の確認

項目	内容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無、警察当局から排除要請等	・運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	・運用基準の2による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	・運用基準の6による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	・運用基準の7による

(注)欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3. 審査は行わない。

### 3. 審査

評価項目	選定の着目点	A	B	—	C
①手持業務の状況	地整内当該年度施工額 ÷過去5ヶ年度の地整内平均施工額	1未満	1以上～2未満	2以上～3未満	3以上
②業務実績	同種又は類似の業務実績 (過去5ヶ年度+当該年度)	同種	2A:直轄 A:他省庁、公団、県	市町村、民間	実績なし (ただし同種しか設けない場合)
		類似	A:直轄	他省庁、公団、県	実績なし
③技術者評価	技術士等の数	技術士2名以上	2名以上 (技術士+調査技師)		
④業務成績	地整管内で過去5年間の平均点 (直轄の実績がない場合は60点)	74点以上	73点以上 74点未満	60点以上 73点未満	60点未満
⑤表彰	地整内における直近2ヶ年の 表彰	A:局長 0.5A:事務所長		表彰等なし	
⑥指名回数	当該年度の指名回数	3回未満	3回以上		
⑦その他技術的 特性	安全管理の取り組み	なし			
	新技術の取り組み				
	ISO				
	その他 (イ) (ロ)				

#### 注)1. 手持業務の状況

- ・1以上の数値でも地整内当該年度施工額が1500万円までは「A」と評価できる。
- ・事務所における発注件数を鑑みて、数値は適宜設定できる。
- ・施工額は地整内における地質調査業務とする。

#### 2. 業務実績

- ・同種又は類似業務の範囲については、業務内容を考慮して設定する。
- ・また、類似業務については業務内容を考慮して設定しなくてもよい。

#### 3. 技術者評価

- ・技術士(地質)及び地質調査技士を評価対象とするが、業務の内容を鑑みて対象とする技術者の種類、数は適宜設定できる。

#### 4. 業務成績

- ・地整内での地質調査業務の平均点で評価する。
- ・過去2ヶ年度連続して平均点が60点未満の社は選定しない。

#### 5. 表彰

- ・局長表彰と事務所長表彰の両方を受けていた場合は、局長表彰で評価する。
- ・優良施工表彰を受賞した後に、当該表彰の主旨に反する行為により指名停止となった場合は、それ以降の評価は行わないものとする。

#### 6. 指名回数

- ・指名回数は事務所における地質調査業務(通常指名+標準プロポーザル)の回数とする。
- ・ただし、全業種区分(補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務を除く)でカウントすることもできる。
- ・指名回数が3回未満は全てA評価とする。但し、業務成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
- ・「3回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

#### 7. その他技術的特性

- ・現場作業を伴う場合、安全管理の取り組みで、当該事務所の業務において過去2ヶ年度+当該年度に事故がない場合は「A」評価とする。
- ・当該事務所の業務において、新技術の取り組み(業務での採用等)がある場合は「B」と評価することができる。
- ・ISOの認証がある場合は「A」と評価できる。

#### 8. その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を「-A」と評価する。

#### 9. 評価方法

- ・評価で「C」が1つでもあれば非指名とする。
- ・Aの数→Bの数により上位より原則10社を選定する。A及びBが同数の場合は、業務成績順(過去5ヶ年度+当該年度の平均)に順位付けする。業務成績も同点である場合は、有資格者名簿の上位順とする。

# 「補償関係コンサルタント業務（港湾空港関係を除く）」

の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする。

## 1. 基本事項

技術審査にあたっては、「建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準について」

(平成6年12月21日建設省厚第25号 建設省技調発第266号)の「地方支分局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名基準の運用基準」(以下、「運用基準」という。)に留意して行う。

## 2. 欠格要件の確認

項目	内 容	摘要
①不誠実な行為	・指名停止措置の有無、警察当局から排除要請等	運用基準の1による
②経営状況	・主要取引先からの取引停止等	運用基準の2による
③安全管理	・事故等による指名停止、及び労働基準監督署等からの指導に対する改善状況	運用基準の6による
④労働福祉	・賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められるとき	運用基準の7による

注) 欠格要件の確認で欠格要件がある場合は、3. 審査は行わない

## 3. 審査

評価項目	選定の着目点	A	B	—	C
①手持業務の状況	地盤内当該年度契約額÷過去5ヶ年度の地盤内平均契約額	・1未満	・1以上~2未満	・2以上~3未満	・3以上
②業務実績	発注部門の全て又は一部の業務実績(過去5ヵ年+当該年度)	2 A:直轄	B:県、政令市		
		A:他省庁・公団			
		一部 A:直轄	B:他省庁・公団	0.5B:県、政令市	
③技術者評価	測量士や一級建築士等	・発注部門すべてにいる	・発注部門の一部にいる	・発注部門にいない	
	補償業務管理士	・発注部門すべてにいる	・発注部門の一部にいる	・発注部門にいない	
④業務成績	地盤内(過去5ヶ年度+当該年度)の平均点(直轄の実績がない場合は60点)	・72点以上	・70点以上 72点未満	・60点以上 70点未満	・60点未満
⑤表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	・A:局長 ・0.5A:事務所長		・表彰等なし	
⑥指名回数	当該年度の指名回数	3回未満	3回以上		
⑦その他技術的特性	安全管理の取り組み	・過去2ヶ年間度+当該年度事故なし			
	その他				

### 注) 1 手持業務の状況

- ・事務所における発注件数を鑑みて、数値は適宜設定できる。

### 2 技術者評価

- ・測量士や一級建築士等とは、土地調査部門は「測量士」、「土地家屋調査士」、土地評価部門は「不動産鑑定士」、物件部門は「一級建築士」、機械工作物部門は「技術士(機械部門)」、営業・特殊補償部門(営業補償)は「公認会計士」、「税理士」、「中小企業診断士」、事業損失部門については、水準測量は「測量士」、建物損傷は「一級建築士」、補償関連部門は「公共用地実務経験者(10年以上の実務経験)」をいう。

なお、特殊補償及び事業損失に関する他の業務については、業務内容に応じて必要な技術者資格を判断するものとする。

### 3 業務成績

- ・地盤内の補償コンサルタント業務の平均点で評価する。
- ・過去2ヶ年度連続して平均点が60点未満の社は選定しない。
- ・過去2ヶ年において発注に係る業務部門に60点未満の業務がある場合は、" - A"と評価することができる。

なお、補正についてはその他の項目で評価を行うものとする。

### 4 表彰

- ・局長表彰と事務所長表彰の両方を受けていた場合は、局長表彰で評価する。

### 5 指名回数

- ・指名回数は事務所における補償関係コンサルタント業務(通常指名+標準プロポーザル)の回数とする。
- ・指名回数が3回未満まではA評価とする。但し、業務成績の評価がB評価以上の場合、過去5ヶ年度の平均指名回数までA評価とする。
- ・「3回」は、事務所での年間発注件数により、変更運用することができる。

### 6 その他技術的特性

- ・現場作業を伴う場合、安全管理の取り組みで、地盤内の業務において過去2ヶ年度+当該年度に事故がない場合は"A"評価とする。
- ・その他業務特性等を考慮し、必要に応じて項目を設定できるものとする。

### 7 その他考慮すべき事項について

- ・「その他」については、九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を" - A"と評価する。

### 8 評価方法

- ・評価で"C"が1つでもあれば非指名とする。
- ・Aの数>Bの数により上位より原則10社を選定する。A及びBが同数の場合は、業務成績順(過去5年間の平均)に順位付けする。業務成績も同点である場合は、有資格者名簿の上位順とする。
- ・同時期に同じ業務種別の業務を複数発注する場合は、機会均等を鑑みて指名業者に重複のないよう各々概ね10社指名することができる。

「建築関係建設コンサルタント業務（建築競争業務）（港湾空港関係を除く）」の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする

九州地方整備局競争参加資格業者名簿（以下「名簿」という）において、建築関係建設コンサルタント業務に希望業務を「建築」として登録されている者のうち、次の①から⑥までの項目に該当する者について下表により評価を行う。

なお、原則として予定価格（税抜き）が、1000万円以上にあっては技術職員50名以上、1,000万円未満にあっては技術職員50名未満の者とする。

評価の結果、Aの数が多い順に原則10社を選定する。なお、Aの数が同数の場合はBの数の多い者を、Bの数が同数の場合は業務成績（過去5ヶ年度+当年度の平均）が高い者を、業務成績も同点である場合は名簿の上位順の者を優先する。

① 次の事項に該当しないこと

- ・不誠実な行為 指名停止期間中である。警察当局から排除要請がある。
- ・経営状況 主要取引先からの取引停止がある。
- ・安全管理 事故等による指名停止期間中である。労働基準監督署等からの指導に対する改善が不適切である。

・労働福祉 賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められる。

② 業務成績（過去5ヶ年度+当年度）の平均点が60点未満ではなく、当年度又は前年度の年度ごとの平均点が60点未満でないこと。

③ 設計対象施設所在の県等、業務の特性に応じた区域内に本店、支店又は営業所があること。

④ 名簿のうち工事に登録されていない者であること。

⑤ 建築関係建設コンサルタント業務年間平均実績高の全体年間平均実績高に対する割合が過半であること。（注1）

⑥ 一級建築士の数が原則として2名以上在籍していること。

評価項目		選定の着目点	A	B	C
業務成績	評定点	過去5ヶ年度及び当年度の建築設計に関する九州地方整備局発注の評定点の平均	70点以上	65点以上 70点未満	65点未満又は実績なし
	表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	A:局長表彰 0.5A:事務所長表彰	—	表彰なし
手持業務の状況 (注2)	手持業務の契約額（税抜き）	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上	
技術的適性	業務実績 (注3)	九州地方整備局発注の業務実績（過去5ヶ年度+当年度）	同種実績あり	類似実績あり	業務実績なし
	技術者数	一級建築士の数	7名以上	3名以上 7名未満	3名未満
	一級建築士の数と建築積算資格者の数の比較	一級建築士の数が建築積算資格者の数以上	—	一級建築士の数が建築積算資格者の数未満	
		一級建築士の数と建築設備資格者の数の比較	一級建築士の数が建築設備資格者の数以上	—	一級建築士の数が建築設備資格者の数未満
	地域精通度	建築関係建設コンサルタント業務年間平均実績高の全体年間平均実績高に対する割合（注4）	80%以上		80%未満
	その他の技術的適性	本店、支店又は営業所の所在地県	対象業務の所在地県である	—	対象業務の所在地県でない
その他	指名回数	ISO9000Sの認証取得の有無 (注5)	1回以下	2回	3回以上
	その他 (注5)	九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間（但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月）を“-A”と評価する。			

注) 1 土木営繕においては「建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高が0でない」とする。

2 手持業務の状況

- ・土木営繕においては「地盤内当年度施工額÷過去5カ年度の地盤内平均施工額」の値で評価を行い、1未満は「A」、1以上2未満は「B」、2以上は「-」評価とする。

3 業務実績

- ・対象業務が「新築設計」にあっては、同種実績は「新築設計」の実績、類似実績は「改修設計」の実績とする。
- ・対象業務が「改修設計」にあっては、同種実績は「改修設計」の実績、類似実績は「新築設計」、「耐震診断及び耐震改修設計」の実績とする。
- ・土木営繕においては、業務実績の有無で評価することができ、直轄で3件以上は「A」、直轄で1件以上は「B」、実績なしは「-」とする。

4 業務適性

- ・実績高に関し、全体とは建築、土木、測量、地質調査、補償のコンサルタント業務の合計をいう。
- ・土木営繕においては実績高による評価を行わない。

5 その他の技術的適性

- ・「ISO9000S」については業務内容を勘案し、必要に応じて評価項目とすることが出来る。
- ・「その他」については、業務特性等を考慮し業務実施上不可欠な条件にて評価することが出来る。

6 指名回数

- ・指名回数は、対象業者数、発注件数、時期、予定価格等を鑑みて適宜設定できる。

「建築関係建設コンサルタント業務（耐震診断及び耐震改修設計業務）（港湾空港関係を除く）」の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする

九州地方整備局競争参加資格業者名簿（以下「名簿」という）において、建築関係建設コンサルタント業務に希望業務を「耐震」として登録されている者のうち、次の①から⑥までの項目に該当する者について下表により評価を行う。

なお、原則として予定価格（税抜き）が、1000万円以上にあっては技術職員50名以上、1000万円未満の場合にあっては技術職員50名未満の者とする。

評価の結果、Aの数が多い順に原則10社を選定する。なお、Aの数が同数の場合はBの数の多い者を、Bの数が同数の場合は業務成績（過去5ヶ年度+当年度の平均）が高い者を、業務成績も同点である場合は名簿の上位順の者を優先する。

- ① 次の事項に該当しないこと

  - ・不誠実な行為 指名停止期間中である。警察当局から排除要請がある。
  - ・経営状況 主要取引先からの取引停止がある。
  - ・安全管理 事故等による指名停止期間中である。労働基準監督署等からの指導に対する改善が不適切である。
  - ・労働福祉 賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められる。

② 業務成績（過去5ヶ年度+当年度）の平均点が60点未満ではなく、当該年度又は前年度の年度ごとの平均点が60点未満ないこと。

③ 設計対象施設所在の県等、業務の特性に応じた区域内に本店、支店又は営業所があること。

④ 名簿のうち工事に登録されていない者であること。

⑤ 建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高の全体年間平均実績高に対する割合が過半であること。(注1)

⑥ 一級建築士が原則として2名以上在籍していること。

評価項目		選定の着目点	A	B	-
業務成績	評定点	過去5ヶ年度及び当年度の建築設計及び耐震診断に関する九州地方整備局発注の評定点の平均	70点以上	65点以上 70点未満	65点未満又は実績なし
	表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	A:局長表彰 0.5A:事務所長表彰	-	表彰なし
手持業務の状況 (注2)		手持業務の契約額(税抜き)	500万円未満	500万円以上 1000万円未満	1000万円以上
技術的適性	業務実績 (注3)	九州地方整備局発注の業務実績 (過去5ヶ年度+当年度)	同種実績あり	類似実績あり	業務実績なし
	技術者数	一級建築士の数	5名以上	2名以上 5名未満	2名未満
	業務適性	一級建築士の数と建築積算資格者の数の比較	一級建築士の数が建築積算資格者の数以上	-	一級建築士の数が建築積算資格者の数未満
		一級建築士の数と建築設備資格者の数の比較	一級建築士の数が建築設備資格者の数以上	-	一級建築士の数が建築設備資格者の数未満
		建築関係建設コンサルタント業務年間平均実績高の全体年間平均実績高に対する割合(注4)	80%以上		80%未満
	その他の技術的適性	ISO9000Sの認証取得の有無 (注5)			
		その他(注5)			
その他	指名回数	当年度の建築設計及び耐震診断に関する九州地方整備局発注の指名回数 (注6)	1回以下	2回	3回以上
	その他	九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間(但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月)を”-A”と評価する。			

注) 1 土木営繕においては「建築関係建設コンサルタント業務の年間平均実績高が0でない」とする。

## 2 手持業務の状況

- ・土木營繕においては「地整内当年度施工額÷過去5カ年度の地整内平均施工額」の値で評価を行い、1未満は「A」、1以上2未満は「B」、2以上は「-」評価とする。

### 3 業務実績

- ・対象業務が「耐震診断」にあっては、同種実績は「耐震診断」の実績、類似実績は「耐震改修設計」の実績とする。対象業務が「耐震改修設計」にあっては、同種実績は「耐震改修設計」の実績、類似実績は「耐震診断」「改修設計」の実績とする。

## 4 業務適性 審査評議

- ・実績高に関し、全体とは建築、土木、測量、地質調査、補償のコンサルタント業務の合計をいう。
  - ・土木営繩においては実績高による評価を行わない。

## 5 その他の技術適性 [ISO20000-1:2011]

- ・「ISO9000s」に、「その他の規格」に、内規格を充実する方針を示す。これは、ISO9000の規格を満たすことを目とし、品質管理の強化を図るためである。

・その他  
・比率同数について、業務特性等を考慮し業務実施上不可欠な条件にて評価することが出来る。

6 指名回数

- ・指名回数は対象業者数、発注件数、時期、予定価格等を鑑みて適宜設定する。

「建築関係建設コンサルタント業務（建築設備設計業務）」（港湾空港関係を除く）の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする

九州地方整備局競争参加資格業者名簿（以下「名簿」という）において、建築関係建設コンサルタント業務に希望業務を「暖冷房」、「衛生」及び「電気」として登録されている者のうち、次の①からの⑥までの項目に該当する者について下表により評価を行う。

評価の結果、Aの数が多い順に原則10社を選定する。なお、Aの数が同数の場合はBの数の多い者を、Bの数が同数の場合は業務成績（過去5ヶ年度+当年度の平均）が高い者を、業務成績も同点である場合は名簿の上位順の者を優先する。

① 次の事項に該当しないこと

- ・不誠実な行為 指名停止期間中である。警察当局から排除要請がある。
- ・経営状況 主要取引先からの取引停止がある。
- ・安全管理 事故等による指名停止期間中である。労働基準監督署等からの指導に対する改善が不適切である。
- ・労働福祉 賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められる。

② 業務成績（過去5ヶ年度+当年度）の平均点が60点未満ではなく、当該年度又は前年度の年度ごとの平均点が60点未満でないこと。

③ 設計対象施設所在の県等、業務の特性に応じた区域内に本店、支店又は営業所があること。

④ 建築設備士の数が1名以上、かつ建築設備技術者の数が5名以上九州管内にいること。

⑤ 建築設備士の数が一級建築士の数より多いこと。

⑥ 名簿のうち工事に登録されていない者であること。

評価項目		選定の着目点	A	B	—
業務成績	評定点	過去5ヶ年度及び当年度の建築設備設計に関する九州地方整備局発注の評定点の平均	70点以上	65点以上 70点未満	65点未満又は業務実績なし
	表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	A:局長表彰 0.5A:事務所長表彰	—	表彰なし
手持業務の状況		当該年度の手持業務の契約額（税抜き）	300万円未満	300万円以上 600万円未満	600万円以上
技術的適性	業務実績	九州地方整備局発注の建築設備設計業務実績（過去5ヶ年度+当年度）	業務実績あり	—	業務実績なし
	技術者数	建築設備士の数（九州管内）	5名以上	2名以上 5名未満	2名未満
	その他の技術的適性（注1）	ISO9000S			
その他		その他			
その他	指名回数	当年度の建築設備設計に関する九州地方整備局発注の指名回数（注2）	1回以下	2回	3回以上
	その他	九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間（但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月）を”-A”と評価する。			

注) 1 その他の技術的適性

- ・ ISO9000Sについては、業務内容を勘案し、必要に応じて評価項目とすることが出来る。
- ・ その他については、業務特性等を考慮し、業務実施上不可欠な条件にて評価することが出来る。

2 指名回数

- ・ 指名回数は、対象業者数、発注件数・時期、予定価格等を鑑みて適宜設定出来る。

「建築関係建設コンサルタント業務（建築設備工事監理業務）」（港湾空港関係を除く）の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする

九州地方整備局競争参加資格業者名簿（以下「名簿」という）において、建築関係建設コンサルタント業務として登録されている者のうち、次の①から⑨までの項目に該当する者について下表により評価を行う。

評価の結果、Aの数が多い順に原則10社を選定する。なお、Aの数が同数の場合はBの数の多い者を、Bの数が同数の場合は業務成績（過去5ヶ年度+当年度の平均）が高い者を、業務成績も同点である場合は名簿の上位順の者を優先する。

- ① 次の事項に該当しないこと。
  - ・不誠実な行為 指名停止期間中である。警察当局から排除要請がある。
  - ・経営状況 主要取引先からの取引停止がある。
  - ・安全管理 事故等による指名停止期間中である。労働基準監督署等からの指導に対する改善が不適切である。
  - ・労働福祉 賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められる。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務に希望業務を「工事監理（電気）」及び「工事監理（機械）」に登録されていること
- ③ 工事対象施設が所在する県に本店、支店又は営業所があること。ただし、対象工事施設が所在する県を含めた下記イ～ハの県のまとまりに本店、支店又は営業所がある業者は、対象工事施設が所在する県にあるものとみなす。なお、10社に満たない場合は、隣接県を含めるものとする。
  - イ. 福岡県、佐賀県及び長崎県
  - ロ. 熊本県及び大分県
  - ハ. 宮崎県及び鹿児島県
- ④ 九州管内において、建築設備士が1名以上で建築設備技術者が5名以上在籍していること。
- ⑤ 建築設備士の数が一級建築士の数より多いこと。
- ⑥ 業務成績（過去5ヶ年度+当年度）の平均点が60点未満ではなく、当該年度又は前年度の年度ごとの平均点が60点未満でないこと。
- ⑦ 指名通知時における九州地方整備局発注の建築関係建設コンサルタント業務契約額（税抜き）（以下、「手持業務」という。）が1000万円以上ではないこと。
- ⑧ 名簿のうち工事に登録されていない者であること
- ⑨ 対象工事の設計業務を受注した者でないこと。

評価項目		選定の着目点	A	B	－
業 務 成 績	評定点	過去5ヶ年度及び当年度の建築設備設計に関する九州地方整備局発注の評定点の平均	70点以上	65点以上 70点未満	65点未満又は業務実績無なし
	表彰	地盤内における直近2ヶ年の表彰	A:局長表彰 0.5A:事務所長表彰	－	表彰なし
手持業務の状況	当該年度の手持業務の契約額（税抜き）	－	300万円未満又は業務実績なし	300万円以上	
技術的適性	業務実績	九州地方整備局発注の監理業務実績（過去5ヶ年度+当年度）	－	実績あり	業務実績なし
	技術者数	建築設備士の数（九州管内）	5名以上	2名以上 5名未満	2名未満
	地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地県	本店が対象工事の所在地県である。	支店又は営業所が対象工事の所在地県である。	対象工事の所在地県でない。
	その他の技術的適性	ISO9000S（注1）			
その他	指名回数	当年度の監理業務に関する九州地方整備局発注の指名回数（注2）	1回以下	2回	3回以上
	その他	九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間（但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月）を”－A”と評価する。			

注) 1 その他の技術的適性

・ ISO9000Sについては、業務内容を勘案し、必要に応じて評価項目とすることが出来る。

2 指名回数

・指名回数は、対象業者数、発注件数・時期、予定価格等を鑑みて適宜設定出来る。

「建築関係建設コンサルタント業務（建築工事監理業務）」（港湾空港関係を除く）の指名業者を選定する技術審査基準は以下のとおりとする

九州地方整備局競争参加資格業者名簿（以下「名簿」という）において、建築関係建設コンサルタント業務として登録されている者のうち、次の①から⑧までの項目に該当する者について下表により評価を行う。

なお、原則として予定価格の総額（税抜き）が、2000万円以上にあっては技術職員50名以上、2000万円未満にあっては技術職員50名未満の者とする。

評価の結果、Aの数が多い順に原則10社を選定する。なお、Aの数が同数の場合はBの数の多い者を、Bの数が同数の場合は業務成績（過去5ヶ年度+当年度の平均）が高い者を、業務成績も同点である場合は名簿の上位順の者を優先する。

① 次の事項に該当しないこと。

- ・不誠実な行為 指名停止期間中である。警察当局から排除要請がある。
- ・経営状況 主要取引先からの取引停止がある。
- ・安全管理 事故等による指名停止期間中である。労働基準監督署等からの指導に対する改善が不適切である。
- ・労働福祉 賃金不払に対する厚生労働省からの通報により、明らかに不適当であると認められる。

② 建築関係建設コンサルタント業務に希望業務を「工事監理（建築）」に登録されていること。

③ 工事対象施設が所在する県に本店、支店又は営業所があること。（ただし、福岡県においては「福岡県市町村要覧」の「北九州・筑豊地域」及び「福岡・筑後地域」広域行政圏を各々県とみなす。）

ただし、10社に満たない場合は、隣接県（ただし、「北九州・筑豊地域」においては「福岡・筑後地域」、「福岡・筑後地域」においては「北九州・筑豊地域」とする。）、九州管内の順で本社、支店又は営業所がある業者を含めるものとする。

④ 一級建築士が原則として2名以上在籍していること。

⑤ 業務成績（過去5ヶ年度+当年度）の平均点が60点未満ではなく、当該年度又は前年度の年度ごとの平均点が60点未満でないこと。

⑥ 指名通知時における九州地方整備局発注の建築関係建設コンサルタント業務契約額（税抜き）（以下、「手持業務」という。）が1000万円以上ではないこと。

⑦ 名簿のうち工事に登録されていない者であること

⑧ 業務適正において建築関係建設コンサルタント業務の実績があること。

⑨ 対象工事の設計業務を受注した者でないこと。

	評価項目	選定の着目点	A	B	-
業務成績	評定点	過去5ヶ年度及び当年度の建築設計に関する九州地方整備局発注の評定点の平均	70点以上	65点以上 70点未満	65点未満又は業務実績なし
	表彰	地内における直近2ヶ年の表彰	A:局長表彰 0.5A:事務所長表彰	-	表彰なし
手持業務の状況	当該年度の手持業務の契約額（税抜き）	-	500万円未満又は手持業務なし	500万円以上	
技術的適性	業務実績	九州地方整備局発注の監理業務実績（過去5ヶ年度+当年度）	-	実績あり	業務実績なし
	技術者数	一級建築士の数	7名以上	3名以上 7名未満	3名未満
	業務適性	一級建築士の数と建築積算資格者の数の比較	一級建築士の数が建築積算資格者の数以上	-	一級建築士の数が建築積算資格者の数未満
		建築関係建設コンサルタント業務年間平均実績高の全体年間平均実績高に対する割合（注1）	80%以上	50%以上 80%未満	50%未満
地域精通度	本店、支店又は営業所の所在地県	本店が対象工事の所在地県である。	支店又は営業所が対象工事の所在地県である。	対象工事の所在地県でない。	
その他の技術的適性	ISO9000S（注2）				
	その他（注2）				
その他	指名回数	当年度の監理業務に関する九州地方整備局発注の指名回数	2回未満	2回	3回以上
	その他	九州地方整備局が行った指名停止期間終了後において、指名停止期間の2倍の期間（但し、当該期間が2ヶ月に満たない場合は2ヶ月）を”-A”と評価する。			

注) 1 業務適性

- ・実績高に関し、全体とは建築、土木、測量、地質調査、補償のコンサルタント業務の合計をいう。
- ・土木営繕においては実績高による評価を行わない。

2 その他の技術的適性

- ・ISO9000Sについては、業務内容を勘案し、必要に応じて評価項目とすることが出来る。
- ・「その他」については、業務特性等を考慮し業務実施上不可欠な条件にて評価することが出来る。